

こんにちは 米持ニュースです

よねもち

発行 千葉市議会議員 米持克彦

〒261-0012 千葉市美浜区磯辺4-25-3 TEL.043-277-5689 FAX.043-278-3008



平成30年第3回定例議会（10月2日）における私の質問のご報告です。

「いわゆる借金」の考え方について

① 「脱・財政危機宣言」の解除

千葉市は平成4年の政令指定都市移行を契機に、都市基盤整備に積極的に取り組んだ結果、市債残高の急増や財政調整基金の枯渇などで財政が苦しくなりました。このままでは危機的な状況に至る可能性があるということで、安定した収支バランスを確保すべく、平成21年10月に市は「脱・財政危機」を宣言しました。

その取り組みは着実に成果を挙げ、財政状況は改善に向かいました。財政健全化の目安の一つである実質公債費比率^(注1)も平成20年度には20.1%あったものが平成28年度には17.3%まで下がり、政令市で唯一であった起債許可団体^(注2)も外れ、政令市フーストから脱却することが出来ました。平成29年9月に市は危機状態を脱したものと判断、宣言解除しました。さらに、市債残高が最悪の平成22年度は1兆815億円あったものを、平成29年度は1兆円を切って9991億円にまで改善しました。

(注1) 自治体の収入に対する負債返却の割合で18%が目安

(注2) 地方債を発行するに当たり国の許可が必要な団体

② 借金は見た目ほどにはない（交付税措置の活用）

ただ、「1兆円」という響きが強いだけに、市民の中にはまだまだ不安を感じる声も聞こえ、このままでは将来のための投資に積極性を失うのではないかと私は懸念しています。

バランスシート上、市には負債額の2倍程度の資産が形成されていることや、地方債の世代間の負担の調整機能^(注1)について、さらには償還に際しての財政処置などを機会あるごとに私は説明し、今の市の借金は見た目ほど心配に及ばないとお伝えしてきたつもりです。

そこで、全会計^(注2)の市債残高の中身について、3点お伺いいたします。

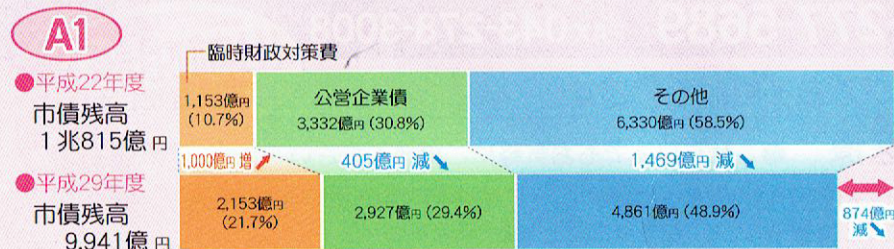
(注1) 例えば校舎を建てる場合、地方債を活用すると長期にわたって返済できるため、結果として建設費用を各世代で分担できることに。

(注2) 基本的な行政運営の経費を賄う「一般会計」と公共料金や利用税など独自の収入がある「特別会計」の合計。

Q1 市債残高を「臨時財政対策債」^(注1)、「公営企業債」^(注2)、「それ以外」に区分し、それぞれの残高と構成比を、さらに、市債残高がピークであった平成22年度と較べた増減をお示ください。

(注1) 財源の不足を補うための特例として発行される地方債。償還費用は全額国が負担。

(注2) 上下水道、都市高速鉄道、公立病院など地方公営企業の資金調達のために地方公共団体が発行するもの。



Q2 「臨時財政対策債」の残高の今後の見通しについてお示ください。

A2 平成29年度は、地方分権の推進を背景に、県から政令指定都市への権限移譲の一つとして、教職員の給与事務が移されました。それに伴い臨時財政対策費の発行額が増加しており、今後も同様の措置がなされることから、残高の増加は避けられない見通しとなっています。

市債残高が減少しているなか、「臨時財政対策費」だけが1,000億円も増加していることが分かりました。ところで、「臨時財政対策費」は、地方交付税^(注1)の代替措置としての発行が認められており、その償還に当たっては全額が後年度の地方交付税の裁定に際し、基準財政需要額^(注2)に算入され、将来の財政運用に支障が生じないよう措置されております。市債のうち、「臨時財政対策費」の割合が増加しているということは、市債残高が1兆円を切ったという見た目以上に、将来負担の軽減が図られていると言ってもよいのではないのでしょうか。さらに、建築事業債の中にも交付税措置が設けられているものもあるようです。そこで、お伺いします。

(注1) 地方自治体の税収不足を補うために、国から一定額が配分される制度。財源は所得税や法人税など国税の一部だが、財政悪化で2001年度から不足分の半分を臨時財政対策費で一時的に補っている。

(注2) 各自治体が標準的な行政を実施する際に必要と推定される一般財源の額。

Q3 第3期財政健全化プランにおける交付税措置のある市債の活用に向けた取り組みと、その残高の将来的な見込みについてお示ください。

A3 事業実施にあたっての財源確保の取り組みとして、これまでと同様に、交付税措置のある市債を積極的に活用するなど、より有効なメニューを選択することにより、将来負担の低減に努めて参ります。交付税措置のある市債残高は、これらの取り組みや「臨時財政対策債」の増加などにより、今後も増える傾向で推移するものと予測されます。

③ 「借金」の上手な活用で未来投資を

最後に、私の意見と要望を申し上げます。まず、「いわゆる借金」の考え方についてです。交付税措置のある市債の活用は、投資をしながら将来負担の軽減にも寄与するという、両方の側面で効果的な取り組みであり、いわば「賢い借金」とも言えるのではないかと考えております。結果、将来負担が軽減されれば、更に未来への投資の財源を生むこととなりますので、今後も、「借金」を上手に活用していただきますよう、期待しております。

市長の議会答弁によれば、「本市では市立小中学校の普通教室のエアコンを2020年度の設置完了を目指して整備することとした」とあります。しかし、生徒や教師の健康どころか生命にすら影響を与えかねないような重大な問題は、予算上の理由で延ばせる性格のものではないと思います。こういう問題の解決にこそ「賢い借金」で早急に対応すべきです。

身元保証人制度について



ある市民の方からこんな質問を受けました。その方は高齢で身内としては兄があられますが、認知症気味であるとのこと。今後、例えば高齢者施設に入りたいとか、病院に入院したい時に身元保証人を求められた場合、どうしたらよいかというものでした。

現在、本人自身が認知症などで判断能力がない場合は、成年後見制度というものがあり、裁判所が成年後見人を選定することで、身内や弁護士などの後見人が入所や入院などと手続きを代行できることになっています。さらに、本人以外に手続等を行う身寄りがいない場合、市長が代わりに後見人等開始の申し立て手続を行い、申し立て費用の助成まで行っていると聞いておりますが、本人自身がまだ正常な判断能力があった場合、このような制度は利用できないと思います。

そこで、3点お伺いします。



Q1 今回のような事例で、病院等の医療機関で保証人を求められた際、当局としてはどう対応しているのでしょうか。

A1 本市では、平成16年に設置した医療安全相談窓口で、市民から身元保証人がいないことで医療機関へ入院が出来なかったという相談は受けておりません。厚生労働省の通知によると、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際して身元保証人等がいない事のみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、「医療に従事する医師は、診断治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」という医師法の規定に抵触するものとされております。このため、該当通知では、都道府県に対して、こうした行為を行う医療機関を適切に指導するよう要請しております。

本市においても、こうした情報を得た場合には、千葉県と協力し、医療機関に対する働きかけを行って参ります。

Q2 同じく、特別養護老人ホームなどの介護施設に入所する際、施設より保証人を求められた場合、当局としてはどのような対応をしていますか。

A2 法令等により正当な理由なく利用を拒否することはできないこととなっています。保証人がいないことは、利用を拒む正当な理由に該当しないことから、これに違反した事例があれば、利用希望者に不利益が及ばないように指導等を行うこととなります。

Q3 他都市において行政などで身元保証サービスのような事業を行っているところがあれば教えてください。また、本市としても積極的に取り組むべきだと考えますが、その見解をお示ください。

A3 身元保証等を行う事業については、東京都足立区の足立区社会福祉協議会において、独自事業として施設入所や入院の際に、預託金に基づく保証人に準じた支援を行っているほか、契約書の緊急連絡先や入院・入所契約時の立会いなどを実施しています。調布市の社協も同様な事業を実施しております。

次に、本市においては、現在、身元保証制度に係る事業はございませんが、これらの自治体の事例を研究し、身寄りのない高齢者などの不安の解消に努めるべく、制度の研究をして参りたいと考えております。

要望

市が直接事業として実施することが難しいのであれば、地域福祉の推進を図ることを法人の設立目的としている社会福祉協議会において実施していただくことが私は一番、望ましいと考えておりますので、積極的にご検討いただきますよう要望いたします。

公立病院のあり方について

Q1 本年度より外部の有識者による「病院事業のあり方検討委員会」が開かれるそうですが、何を検討するのでしょうか。

A1 施設面では開設から35年経過している海浜病院の老朽化について、経営面では平成25年度から続いている両市立病院の経常赤字対策などについてです。

他の医療機関との役割分担の下で、地域における必要な医療機能、それを効率よく実施するための病床規模や経営形態等を検討していただくもので、12月に第1回の会議を開く予定です。



海浜病院の診療体制についてご意見、ご要望がありましたら、是非下記までご連絡ください。

千葉市議会議員 **米持克彦**

〒261-0012 千葉市美浜区磯辺4-25-3

TEL 277-5689 FAX 278-3008



Q2 かかりつけ医との連携状況をお示ください。

A2 市立病院は「かかりつけ医」から紹介された患者に、より詳しい検査や高度な治療を提供します。また、病状が安定した患者については「かかりつけ医」に逆紹介するとともに情報を提供し、診療が継続できるよう支援する役割を担っています。

平成29年度の海浜病院についていえば、紹介患者数は延べ7,723人、逆紹介は延べ6,154人の実績でした。

このほか、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修の実施や医療機器の共同利用を通じて地域の診療所を支援する役割を担っています。

地域のニーズに合った良質な医療を提供するのが市立病院の目指すべきところであり、これが、結果、経営の改善にもつながってゆくのではないかと、私は日ごろ思っております。

美浜区は埋め立てによる造成地なので、その歴史は千葉市では新しい地域です。昭和40年初期の頃に入居した世代は今や一斉に高齢者となり、ベイトウン地区の様な若い世代の街は子育ての最中、さらには建設中の「幕張ベイトワーズ」では突然、1万人の街が出現。こういった地域の実情をふまえ、そのニーズに対応した医療内容、医療体制、設備、機器等を総合的に判断することを要望いたします。

無料

なんでも相談室

市議会議員 米持克彦 (行政書士) 千葉市美浜区磯辺4-25-3 ※事前にご連絡をいただくとスムーズです。

TEL 043-277-5689 FAX 043-278-3008

多彩なスタッフが揃っています。あなたの空いている時間にいつでもご相談承ります！

●相続 ●年金 ●行政 ●結婚 ●福祉・高齢者支援対策・医療 ●これら以外でもお気軽にご相談ください。

●●●●● 米持克彦 プロフィール

新潟大学卒・自治省(現 総務省)・国土庁(現 国土交通省)・新潟、埼玉各県庁・千葉市指定都市準備室長・南河原村(現 行田市)助役・自治省(現 総務省)大臣官房総務課課長補佐・千葉市議会議員

出前相談も
おこないます！

